

議第 40 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等について</p>	<p style="text-align: center;">(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等について</p>

改正後

は、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

改正前

は、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考

改正後	改正前
1・2 (略)	1・2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた下呂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償一時金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

# 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げます。

(第 5 条第 2 項第 2 号関係)

(2) 消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額に関する事項を改めます。

(第 5 条第 3 項、第 4 項関係)

(3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)